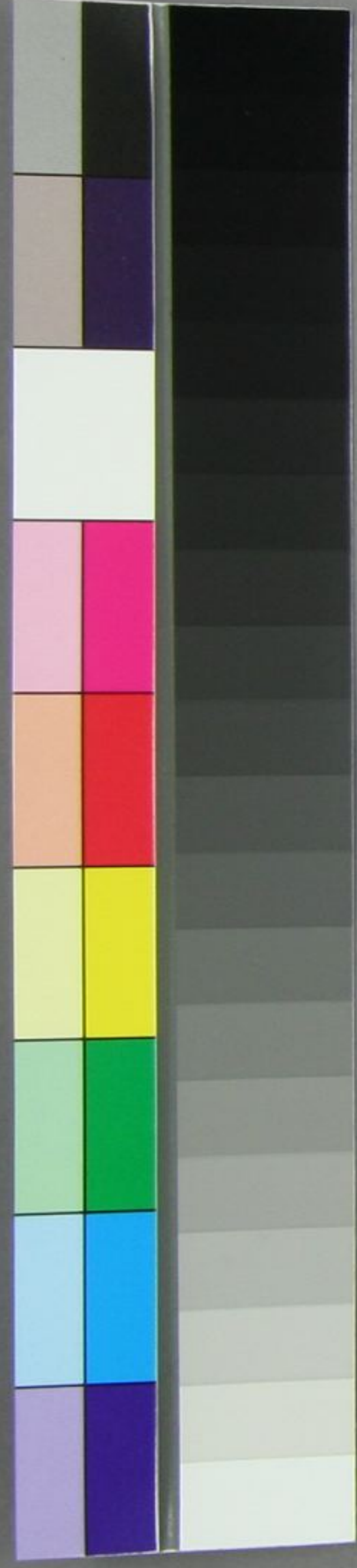


某等謹で白も迄延子冤屈あり獄中ニ瘦死何るを清世の一大汚点かり
今富貴の家ニ生も榮壽を享くるの人にして故なく幽囚の患を被む
り鐵窓の下ニ泣く者何ぞ官之と有さず人之と救へんハ其慘果して如何を
や某等幸族相馬誠胤の家政紊乱して身を癡狂院ニ居り其病症の眞否判然
せらるる聞知せらるる久し頃其旧臣錦織剛清の午記せらるる顛末録を一読して
疑惑益々加はり夫と病症判然せずして之と明確もせらるるカめり却て之と明
確もせらるる説と沮格し間々之と争ふ者何とバ之と事証の上ニ挫して以て争
ふ者の口を塞あす却て私和して事と曖昧もせんとす是も其臣僕の所為也
対して某等の疑ふ所かり形迹此の如し其心術も亦尋常も非せらるる如し若其
癡狂眞も非もして枉屈も係らるるは是も其慘毒迄延の冤屈獄中の瘦死も
過くる者と云ふべし況んや臣僕をして之と其奉仕する所の主も加へしむる
とて是を忍ぶ可くんバ何事の忍ぶ可らざらん是も某等か別冊と得て
之と黙も附せず鄙見と附して高聽を煩はすの已を得ざら所かり



華族を現制に於て特殊の厚待と受くる者なり宮内省に華族局あり華族中の會館あり故に其進退に制規あり平民の旅行の如き一般の規則と外して別な支配と受けたり且に華族を則ち特別の許可を要す今や此等の制限ありから其事故あるに當りて華族局有みむ會館問はずんば是れ徒ら煩勞の制限と受くるの損ありて厚待を被むるの利なきあり日本の華族ある者を亦不幸といふし

夫と病症によつて進退の制限と受くらし其病症必ず醫師の証明を要す若し事實明確からして進退の自由と奪ふあらば其危險言ふ可らざる者あらん今や政府中外の急務に於て裁判の組織と一新するに力めらる断訟匠術の事し亦大小考察せざる可らざる然るに医家軽しく保証を與へて裁判の事實と察するの弊あり是れ亦矯正をべきの一大要事といふし

裁判に責ふ所の者なき明に在り今や実決に一月の軽さか過ぎまし

て其豫審に三ヶ年を要せしを何りと是れ果して偶然に出来る事抑故意に出来る事其何れか抑らず裁判の信用に關し又世疑と招くの一大事故にんばあらん大凡相馬家の事ぬら始終因縁をる所甚な廣さる如し是れ當路諸公の省察をべき一事といふし

相馬家の紛訟因て来る所久しく聞かぬ憶ふに旧藩臣中朋党比周して互に相嫉むるより又世襲財産未だ定まらして奇貨居くしとの感とを奈する者多き小よるか如し現に家令扶の所爲に服せざる者あるし亦錦織等の攻撃に懼れせしめて此醜事を世に播を小至らざるを見るは此よりをんばあらむ故に今回の事を公明の廷に断し然らば後宮内省に於て其家政と管理し旧藩臣何との党英をし其家事に深く干渉せしめず速に世襲財産を定めて以て他の華族と同等の保護と共へらば則ち紛議を此に終るを得べき予政府華族の家政に干渉し之を厚待するの意かるとは則ちこむ苟くも現に規制の如く之を干渉し厚待を

るあは是の方法によつて之と終結せらるの外無あるべきなり

柳木件の如きを一卒族の家事と止まるる如しと呈其関せらる所を極めて
濶し且其等の蕪言を呈して清聴を煩はす者を敢て錦織剛清の記
せる所と信じて然る小よら小非す又此一人の言をして行はしめんと
欲する小非す唯此の世疑の集点にして之を曖昧と終局し一卒族家事の
爲めは政府の信用を損せんことを恐る小在るなり故に医師の証言と採
り是非曲直の分と公判して其採らべきを採り罰せべきを罰し以て天下
の大疑と解あるとハ則ち此書と呈するの志願足まり閣下願はくは其言
本意の在る所と諒せよ謹言

角田真平

大岡音造

島田三郎

1871年平書

物利
角田島田部



